

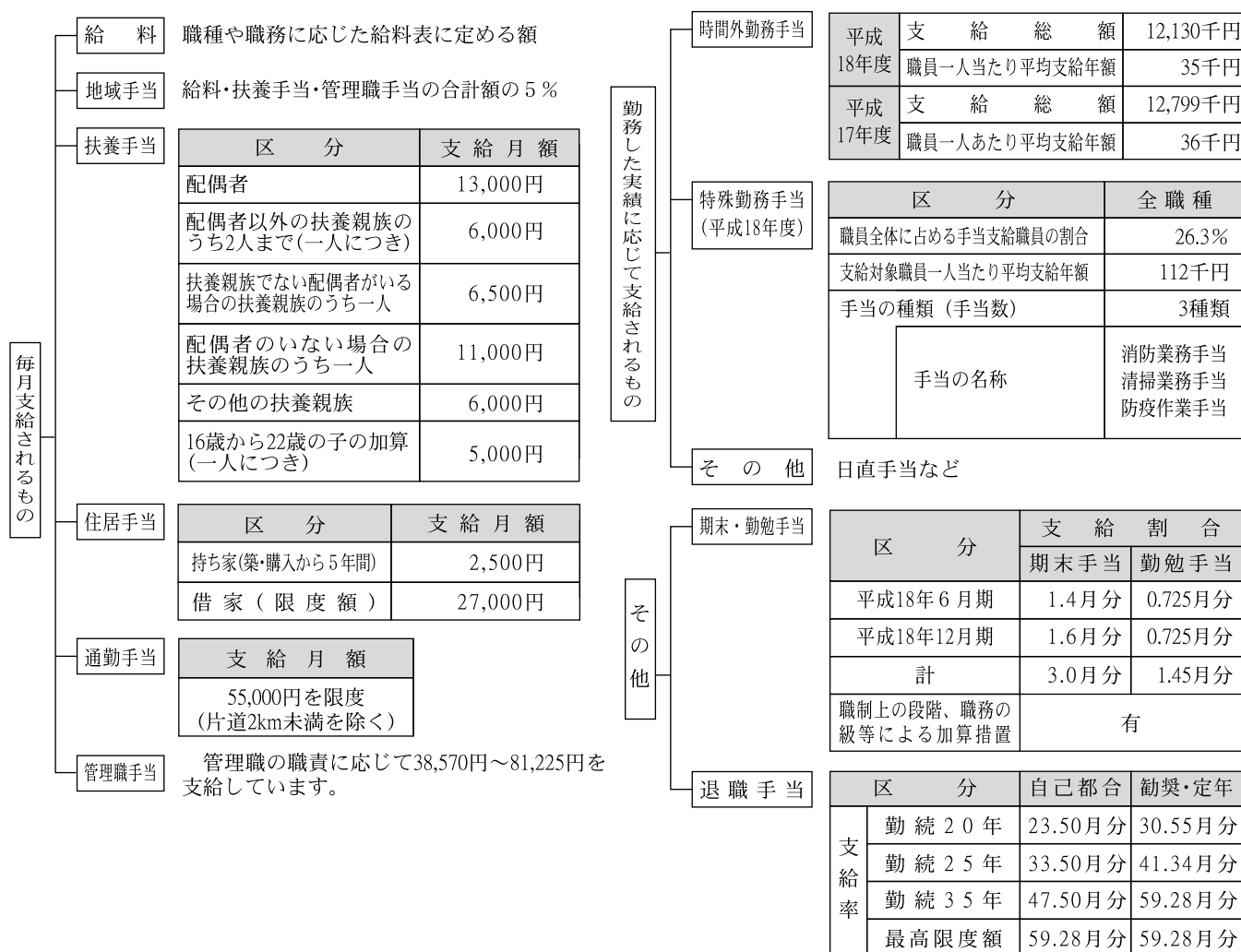
⑥職種別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	一般行政職	税 務 職	准看護師 保健師 栄養士	保 育 士	消 防 職	企 業 職	技 能 労 務 職	教 公 務 員 育 員	計
職員数	160人	10人	9人	33人	76人	14人	45人	3人	350人
構成比	45.7%	2.9%	2.6%	9.4%	21.7%	4.0%	12.9%	0.8%	100%

(注)・教育長は除く

- ・企業職は水道、温泉の職員
- ・技能労務職は自動車運転員、清掃業務員、給食調理員、学校用務員、ホームヘルパーなどの職員
- ・教育公務員は幼稚園の教諭

⑦給与の種類とその内容(平成19年4月1日現在)



〔給与抑制措置〕

- 平成16年4月1日から
- ・特殊勤務手当のうち保育業務手当と技術職務手当(平成19年3月31日廃止)を不支給としています。
- 平成17年4月1日から
- ・特殊勤務手当のうち徴収事務にかかる手当を不支給としています。
 - ・賞与時の役職加算率を一律2.5%減としています。
- 平成19年4月1日から
- ・給与構造改革の一環として、管理職手当を定額化し、一律5%減としています。

退職手当の支給率は、県内3市13町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。